

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

建築物省エネルギー性能表示評価業務料金規程



ハウスプラス中国住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づきハウスプラス中国住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金、及びBELS評価書を再交付する場合の料金は、別に定めるものとする。

2 第1項の評価料金について、業務規程第11条第1項のシール又はプレートを交付する料金は含まれないものとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払い方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合は減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスが認めるとき。
- (2) あらかじめハウスプラスが定める期間内に評価業務依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 評価書が交付される前に大きく計画の変更を行うとき。
- (3) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 ハウスプラスは、必要と判断される場合には費用を別途請求できるものとする。

(附則)

この評価業務料金規程は、平成27年5月11日より施行する。

平成 28年 4月 1日 改定